

設 計 書	設 計 部 課 名	上下水道部下水道施設課
-------	-----------	-------------

修繕費	¥	設計者		精算者	検
-----	---	-----	--	-----	---

修 繕 名 : 南部浄化センター外灯修繕

修 繕 場 所 : 久留米市安武町住吉

工 期 : 150日間

修 繕 概 要 : 南部浄化センター場内の外灯が老朽化しているため、修繕を行うもの。

南部浄化センター外灯修繕  
修繕費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接修繕費				
電気設備修繕	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
修繕価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
修繕費	1	式		







## 南部浄化センター外灯修繕 仕様書

件名	南部浄化センター外灯修繕
履行場所	久留米市安武町住吉
履行期間	契約締結日の翌日から150日間
業務内容	南部浄化センター場内の外灯が老朽化しているため、修繕するもの。
仕様	設計書、図面のとおり。
提出書類	契約書、報告書、完了届、その他、市が求めるもの。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・別紙設計書及び図面の内容に基づき作業し、不明の点は市担当者の指示による。</li><li>・施工に際しては、関係法令等に従い、適正かつ安全に作業を行うこと。</li><li>・明記していない事項であっても当然必要とされる軽易な部品や作業などは請負者の負担で行うこと。</li><li>・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。</li><li>・作業日時は、担当職員と打ち合わせの上、決定すること。</li><li>・契約履行に必要な電力、用水は無償で支給するものとする。ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。</li><li>・発生した廃棄物は、適正に処分すること</li></ul>

### 【障害者差別解消の推進に関する事項】

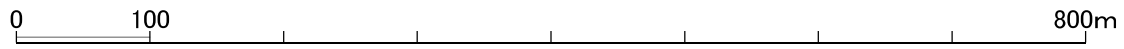
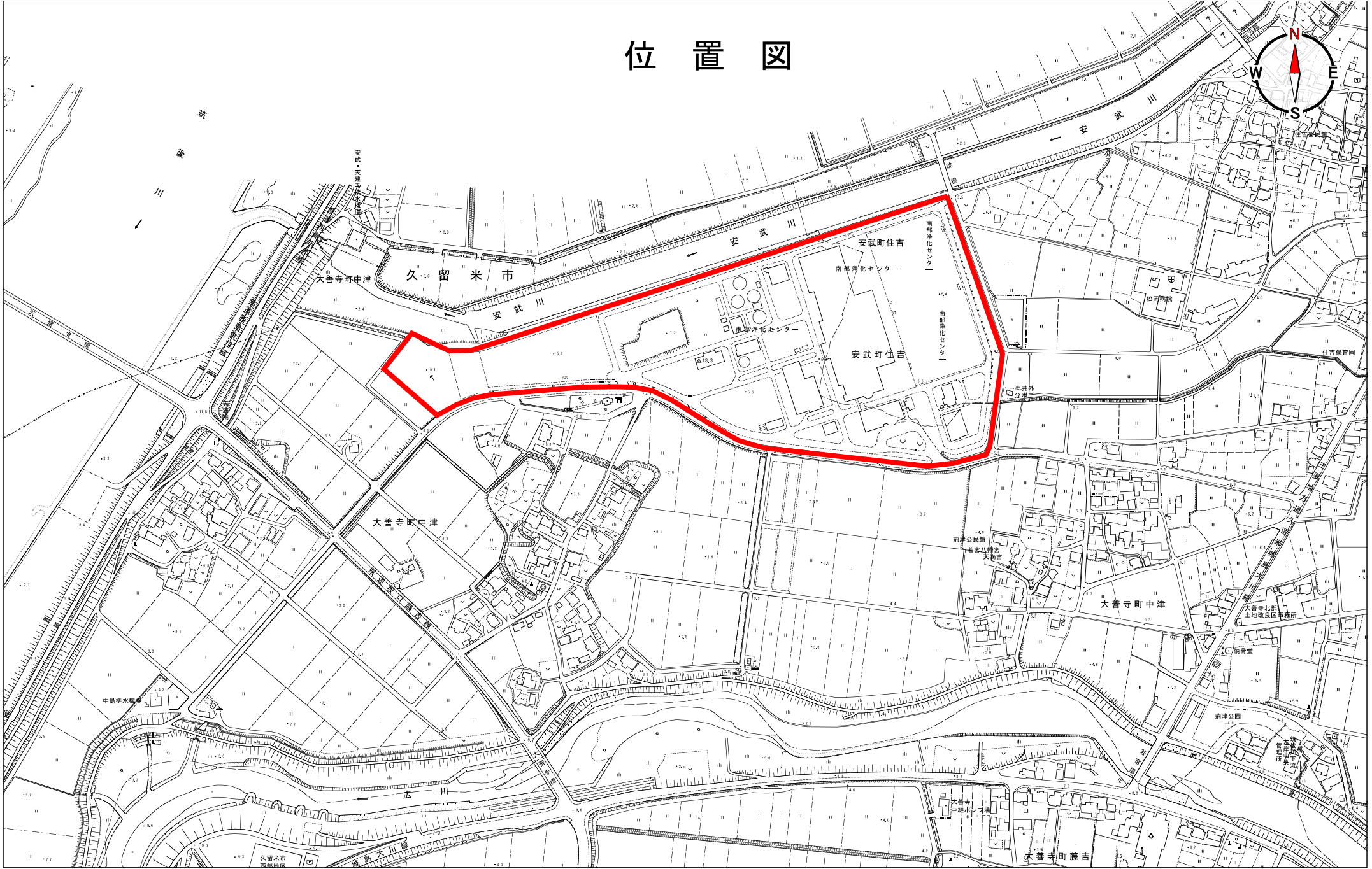
請負者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

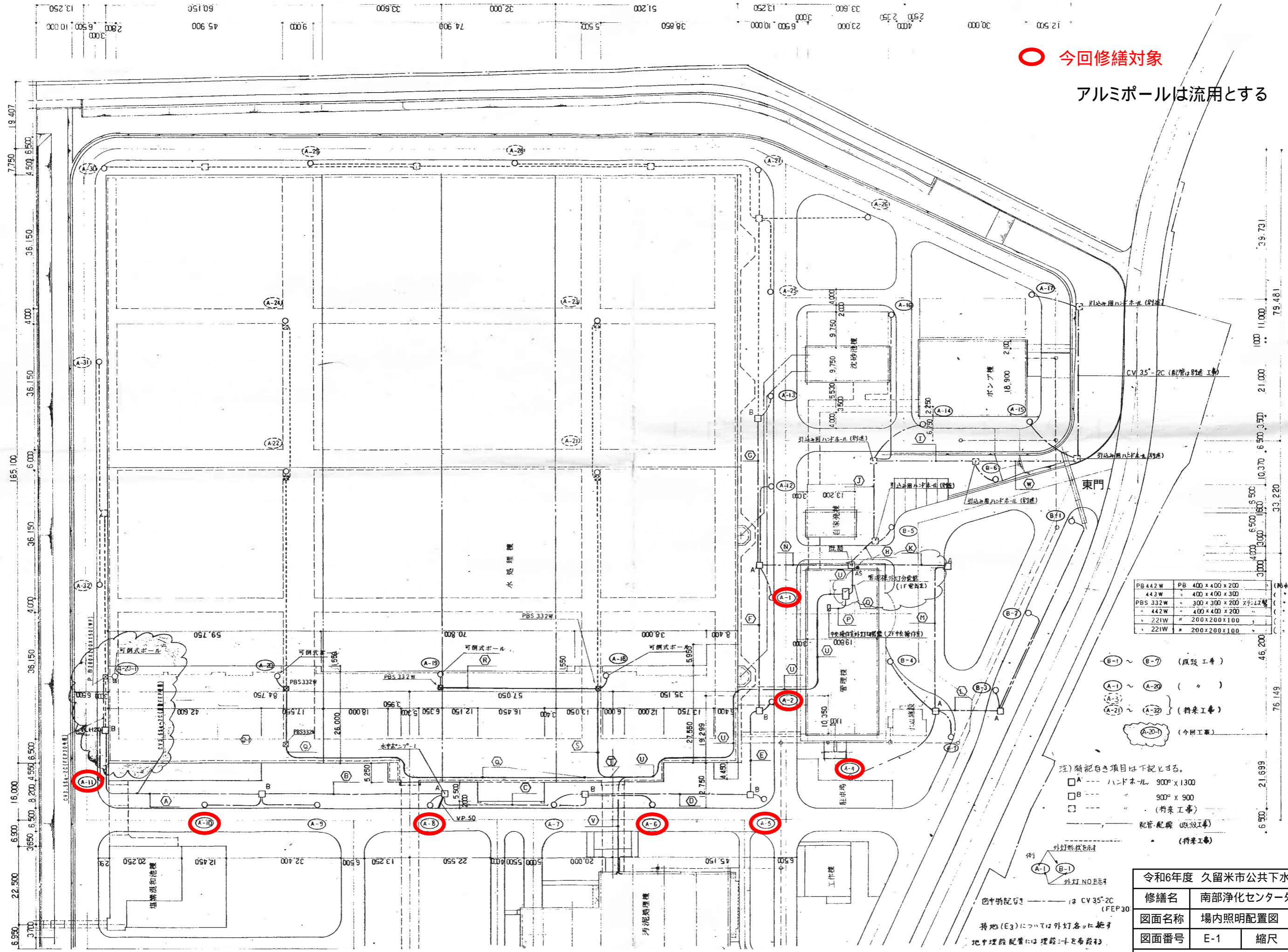
### 【暴力団排除に関する事項】

請負者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

# 位置図





○ 今回修繕対象  
アルミポールは流用とする

PB 442W	PB 400 x 400 x 200	(標準型)
443W	400 x 400 x 300	( )
PBS 332W	300 x 300 x 200	天吊タイプ
442W	400 x 400 x 200	( )
221W	200 x 200 x 100	( )
221W	200 x 200 x 100	( )

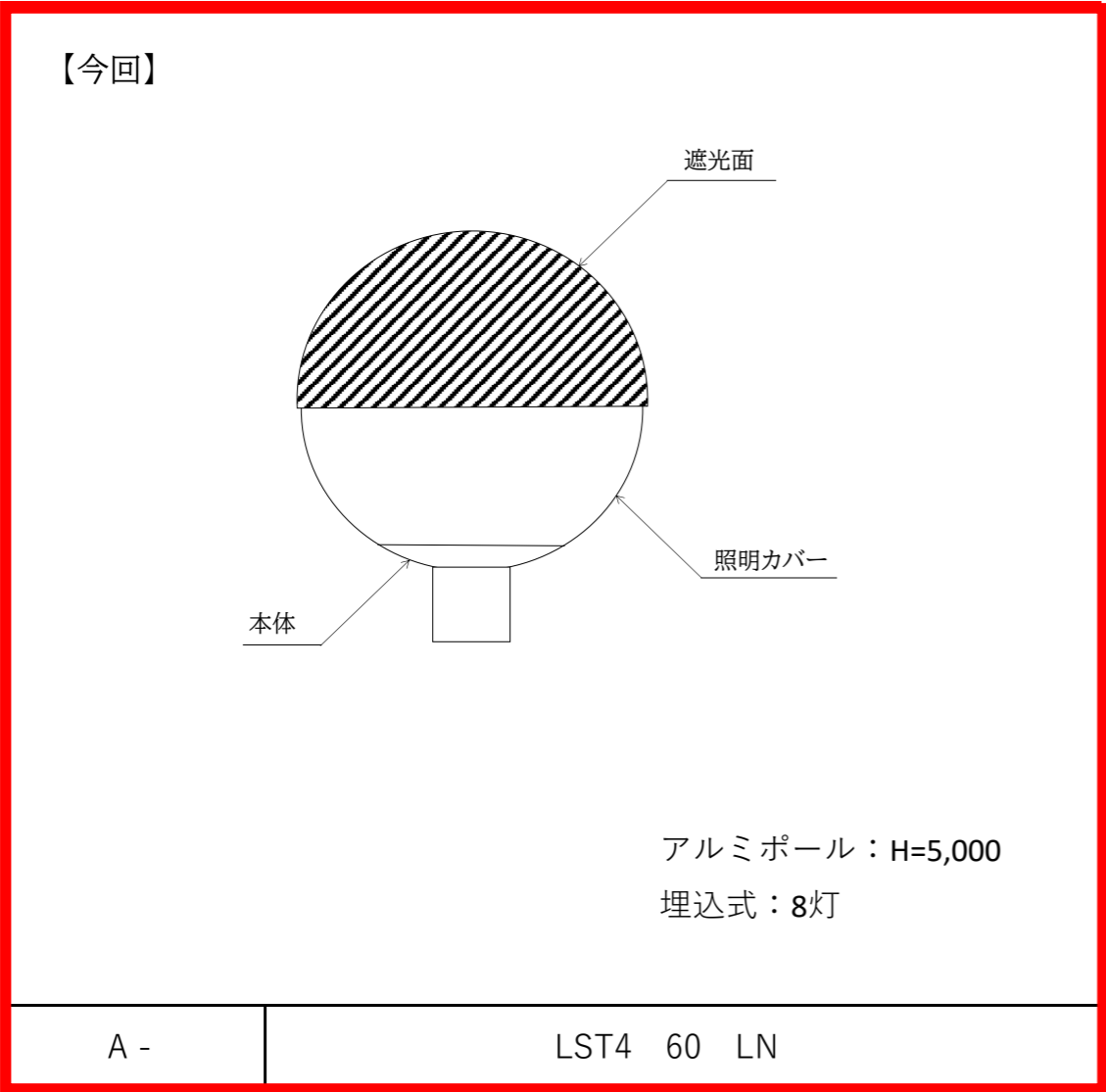
- B-1 ~ B-7 (既設工事)
- A-1 ~ A-20 ( )
- A-3 ~ A-5 ( )
- A-21 ~ A-32 (将来工事)
- A-20-1 (今回工事)

注) 特記なき項目は下記とする。  
 □ A --- ハンドホル 900 x 1300  
 □ B --- 900 x 900  
 □ --- (将来工事)  
 --- 配管配線 (既設工事)  
 --- (将来工事)

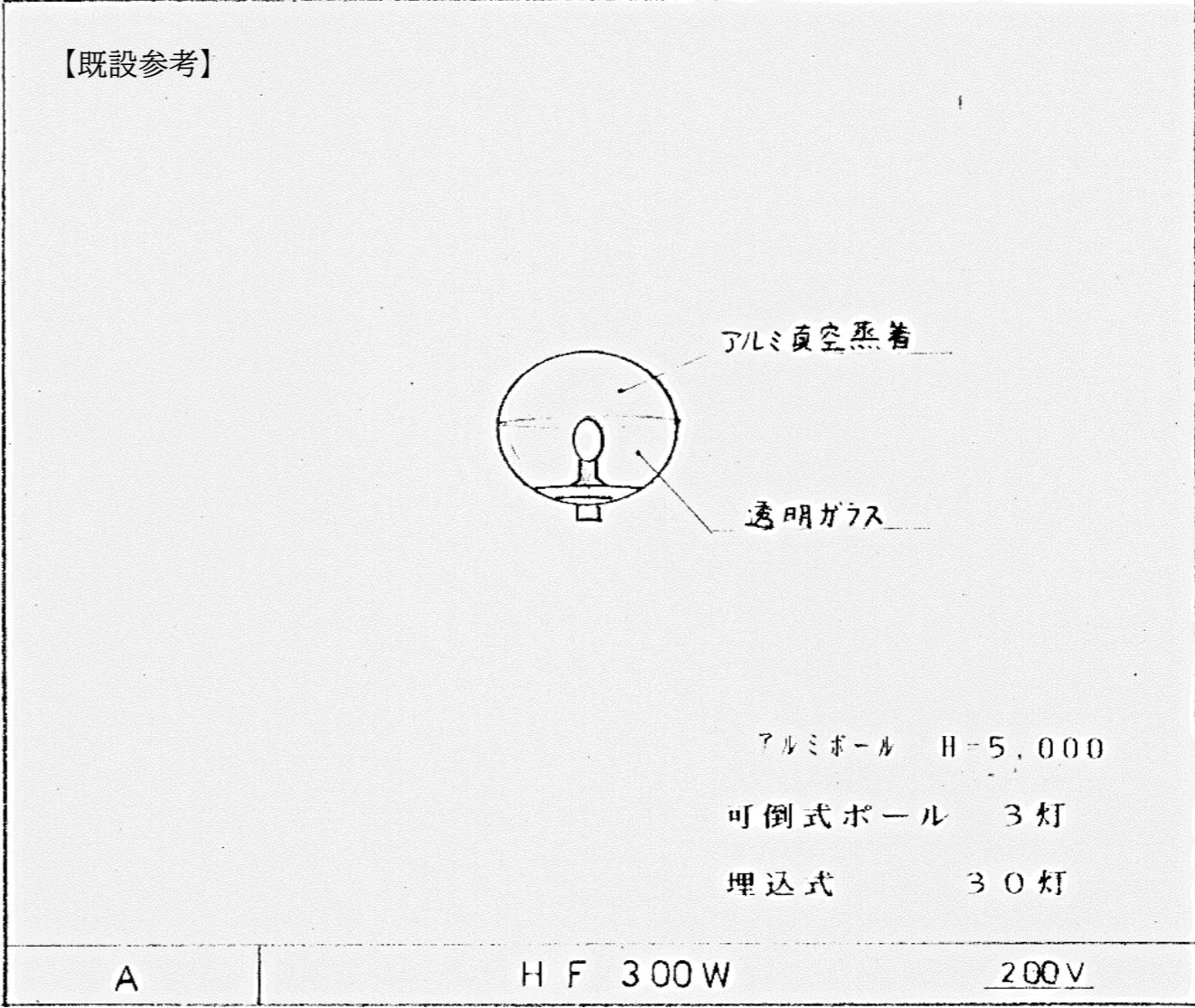
令和6年度 久留米市公共下水道事業			
修繕名	南部浄化センター外灯修繕		
図面名称	場内照明配置図		
図面番号	E-1	縮尺	NON
久留米市上下水道部下水道施設課			



照明器具 姿図



既設照明器具 姿図



令和6年度 久留米市公共下水道事業			
修繕名	南部浄化センター外灯修繕		
図面名称	照明器具 姿図		
図面番号	E-2	縮尺	NON
久留米市上下水道部下水道施設課			